

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3246号)

令和7年7月28日

横情審答申第3246号
令和7年7月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年12月4日建総第499号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・建総第96号「令和3年3月31日付個人情報開示請求に対する開示決定について」起案文書・開示文書一式（令和3年7月29日、建総第96号（個人情報一部開示決定通知書）に関する起案文書、開示文書一式）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「・建総第96号「令和3年3月31日付個人情報開示請求に対する開示決定について」起案文書・開示文書一式（令和3年7月29日、建総第96号（個人情報一部開示決定通知書）に関する起案文書、開示文書一式）」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年8月4日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第7号へに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

総務局人事課及び建築局の判断の部分については、苦情申出書に対する各職員の人事管理に係る検討段階の判断等が記載されている。こうした人事管理に係る資料について、開示を前提としたものとすると、職員が率直な見解等を述べることや、記録等に残すことをちゅうちょすることとなり、公平かつ毅然とした人事管理事務の遂行に当たって、支障を及ぼすおそれがある。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件処分は、憲法第21条、第11条、第13条等に反しており、評価・考課の各結果に対する判断根拠・記録等の過度な隠蔽を常とうとする人事考課を、適正な制度とは到底言えず、本件審査請求は、公共の福祉に反しておらず、長期に及び人権権利侵害を生じさせており、速やかに善処されることを要請する。

(3) 開示しないことにより、不正な管理行為を継続して横行させ、公正かつ円滑な人事の確保を妨げている事実は明らかである。公正かつ公平であるべき人事が、特定職員の異議申立（苦情申出）への対応をおろそかとする管理行為を「円滑」を理由に強行する事態は、早急に改善されなくてはならない。

5 審査会の判断

(1) 人事考課に関する相談等に係る事務について

横浜市では、人事考課に関する相談等の実施について必要な事項を、人事考課に関する相談等に関する要綱（平成21年11月1日行人第751号。以下「要綱」という。）で定めている。

要綱では、人事考課制度に係る職員からの相談及び苦情（以下「相談等」という。）に対応するため、各区局人事担当課に人事考課に関する相談窓口を設置することとされており、建築局においては、建築局総務課を相談窓口としている。相談等のうち苦情処理による対応を希望する者は、相談窓口に対して、苦情申出書により申し出ることとされている。

(2) 本件保有個人情報について

審査請求人は、令和3年3月31日、自身が提出した苦情申出書に係る保有個人情報について、個人情報本人開示請求（以下「前回開示請求」という。）を行い、同年7月29日、開示決定等を受けた。

本件保有個人情報は、審査請求人が行った前回開示請求に対して実施機関が行った決定に係る起案文書であり、起案用紙、施行文案及び添付資料から成る。施行文案は、個人情報開示決定通知書、個人情報一部開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書であり、個人情報開示決定通知書及び個人情報一部開示決定通知書には前回開示請求に係る対象保有個人情報が添付されている。

実施機関は、このうち、個人情報一部開示決定通知書に係る対象保有個人情報に記載されている、審査請求人が提出した苦情申出書に関する実施機関の職員の検討段階の記録の一部（以下「本件不開示部分」という。）を、法第78条第1項第7号へに該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

(3) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示する

ことにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

イ 本件不開示部分には、職員の率直な見解、要綱の対象とするか否かについての発言等が記載されている。これらの情報を開示すると、職員が苦情申出書の内容や対応方法について率直な見解を述べることや、記録を残すことをちゅうちょするようになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがあると認められるため、本号へに該当する。

しかし、別表に示す部分は、審査請求人に伝達した内容や伝達方法等に関する記載であり、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、本号へに該当しない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表 本件不開示部分のうち開示すべき部分

文書名	該当箇所
個人情報一部開示 決定通知書に係る 対象保有個人情報	令和2年3月11日に係る記録のうち、不開示部分1行目から8行目までの全て、11行目6文字目から行末まで及び12行目の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
-------	-----------

令和5年12月4日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年1月22日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和7年5月26日 (第457回第二部会)	・審議
令和7年6月23日 (第458回第二部会)	・審議